

(議事録)

賃金室長補佐

令和3年度第1回特定最低賃金合同専門部会を開催いたします。

なお、部会長及び部会長代理が選出されるまでの間、補佐である私、大村が司会進行を務めさせていただきます。

令和3年8月2日に開催されました第5回最低賃金審議会において、埼玉労働局長からの特定最低賃金の改正決定の諮問を受けまして、特定最低賃金専門部会が設置されることとなり、各団体からの推薦により委員の任命をいたしました。

委員になられた方々には、あらかじめ辞令を座席等に置かせていただきました。

まず、定足数の確認をいたします。なお、業種名は略称で申し上げます。

非鉄金属は9名の出席、0名の欠席。電子部品は9名の出席、0名の欠席。輸送用機械は9名の出席、0名の欠席。光学機械は9名の出席、0名の欠席。自動車小売は9名の出席、0名の欠席となっております。

各専門部会とも委員の3分の2以上が出席されていることから、審議会令第6条第6項の規定により、各専門部会は有効に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、本合同専門部会は公開としておりますが、傍聴の申込みはございませんでした。

続きまして、藤中労働基準部長から御挨拶を申し上げます。

労働基準部長

お世話になっております。まずもって本日は皆様、テーブルの狭いところでこれから資料説明がございませうけれども、非常に不便をおかけしますが、御理解いただきますようによりしくお願い申し上げます。

改めまして、本日、第1回特定最低賃金合同専門部会の開催に当たりまして、委員の皆様方には御多忙の中、専門部会の委員に就任いただきましたことを厚く御礼申し上げます。どうもありがとうございます。

今年の特定最低賃金につきましては、7月に労働組合から5業種の改正決定の申出を受けまして、同月、埼玉地方最低賃金審議会に対し、必要性の有無について諮問しましたところ、8月2日に改正決定必要性ありとの答申を受け、同日、特定最低賃金の改正決定について諮問をしたところでございます。

合同専門部会の後、それぞれの産業ごとに専門部会を開催していただき、金額審議をお願いすることとなります。12月1日に改正発効ができますように、専門部会の日程を調整していただければと思います。よろしく申し上げます。

今年も限られた日程の中での審議となります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

賃金室長補佐 では、続きまして埼玉地方最低賃金審議会、佐野会長から御挨拶をお願いいたします。

佐野委員 皆さん、こんにちは。御紹介いただきました埼玉地方最低賃金審議会会長の佐野勝正と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。
コロナ禍ではありますが、こうして一堂お集まりいただきましたのは、新たな最低賃金額を定めていくためにはオンラインの協議では限界があるとの本審における共通認識がございまして、こういう形式にさせていただきました。事務局には、開催に当たり感染予防に最善を尽くしていただいておりますので、安心して協議を行っていただけたらと思っております。

特定最賃は、関係労使のイニシアチブの発揮により設定されるという性格がございまして。本年度もこれまで同様、円滑かつ十分な審議をしていただき、できましたら全会一致で結審していただきますように、御協力をお願いいたします。

さらに、挨拶という場には似つかわしくないかもしれませんが、委員の皆様にお願いがございまして。今年度は中央最低賃金審議会の目安金額28円の引上げ額をたたき台として、地域最賃においても審議を行いまして、最終的に同額を答申させていただきました。既に皆様方にはお分かりだと思っておりますが、この金額は経済センサス、賃金などの各実態を示す指標以上の重みとなっており、中賃における考え方は我が国における最低賃金の水準を早急に引き上げていくとの意向を示したものだと考え、28円で答申させていただきました。

地域最賃と特定最賃は決定過程が異なるものでありますけれども、昨年からのコロナ禍にあって、地域最賃では、去年は目安金額で言うと0円、今年は28円という大きな隔たりがございました。それを踏まえて地方でも審議しているのですが、正直言って去年は皆さん、各部会において答申金額をかなり抑えていただいたところがございます。これは地域最賃の流れで意識された数字かもしれませんが、これに対して今年は28円という金額になっておりますので、本来は労使がそれぞれ協議して決めるという中でありますが、こうした地域最賃の中での特異な事象も今年はぜひ酌み取って御審議いただきたいと思っております。

以上、これは私のお願いでございまして、必ずしも皆さんこれを肯定される必要はありませんが、私の会長としての切なるお願いでございまして、よろしくお願い申し上げます。

賃金室長補佐

次に、委員の御紹介ですが、委員名簿の配付をもちまして御紹介に代えさせていただきます。

次に、事務局を紹介させていただきます。

賃金室長の津田です。

賃金指導官の富樫です。

改めまして、補佐の大村でございます。

続きまして、配付資料の確認をさせていただきます。目次を読み上げますので、御確認をお願いいたします。

No. 1「埼玉県特定最低賃金各専門部会委員名簿」、No. 2「令和3年度特定最低賃金各専門部会等開催日程（案）」、No. 3「最低賃金専門部会運営規程」、No. 4「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）」、No. 5「特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（答申）」、No. 6「特定最低賃金の改正決定について（諮問）」、No. 7「賃金の最低額の定めに関する労使間の協定、申し合わせの内訳」、No. 8「埼玉県の最低賃金の推移」、No. 9「最低賃金の未満率（%）、影響率（%）の推移」、No. 10「令和3年最低賃金に関する基礎調査結果」。そこからNo. 14までが5業種の基礎調査結果になっております。No. 15「令和3年民間主要企業春季賃上げ要求・妥結状況」、No. 16「2021年春季生活闘争」、No. 17「2021年春季労使交渉・中小企業業種別妥結結果」、No. 18「埼玉労働市場ニュース」、No. 19「毎月勤労統計調査」、No. 20「さいたま市消費者物価指数」、No. 21「埼玉県鉱工業指数」、No. 22「2021年7月の県内新車登録台数について」、No. 23「県内における中古車登録台数」となっております。

不足がございましたら、おっしゃっていただければと思います。よろしいでしょうか。

では、議題1にまいります。各部会長及び部会長代理の選出についてです。

部会長及び部会長代理は、最低賃金法第25条第4項の準用規定による同法第24条において「公益委員の中から委員が選挙する」と規定されています。

この会議に先立ちまして、公益委員の皆様にご協議をいただきましたところ、申し上げます。

非鉄金属、部会長 鈴木委員、部会長代理 佐野委員。

電子部品、部会長 土屋委員、部会長代理 佐野委員。

輸送用機械、部会長 福田委員、部会長代理 鈴木委員。

光学機械、部会長 満木委員、部会長代理 土屋委員。

自動車小売、部会長 満木委員、部会長代理 佐野委員との御推薦がありました。

委員の皆様にお諮りし、承認を得たいと思います。推薦のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

賃金室長補佐 ありがとうございます。例年、全体の議事進行は、各部会長の中から部会長代表を決めていただき、議事進行をお願いしているところです。

事前の打合せにより、電子部品の部会長であります土屋部会長の推薦がありました。推薦のとおりでよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

賃金室長補佐 それでは、土屋委員、部会長代表として議事進行をお願いいたします。

土屋部会長代表 分かりました。それでは、部会長代表として全体の議事を進めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

本日の議事録の確認についてですが、公益委員は私が、労働者側委員は柿沼委員、使用者側委員は廣澤委員にお願いいたします。

なお、本部会は、埼玉県最低賃金専門部会運営規程第7条第1項の規定により公開とし、議事録につきましても同規程第8条により公開することといたします。

議題2に移りたいと思います。公示に基づく関係労使の意見書です。事務局から御説明をお願いいたします。

賃金室長 8月3日の第4回審議会において、各特定最低賃金の改正決定の諮問を受け、同日から8月23日まで、特定最低賃金の改正について関係労使からの意見を求めたところ、意見の提出はありませんでした。

土屋部会長代表 今回の件はよろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移ります。議題3になりますが、各特定最低賃金の改正決定についてです。

まず、次回の金額審議の開催日程について確認したいと思います。

事前調整によりまして、資料No.2を御覧いただければと思いますが、その資料のとおり開催日程(案)をお示ししているところであり、ここにお示ししている候補日の中から、第2回専門部会の日程を決定したいと思います。部会ごとにそれぞれ確認させていただければと思います。

まず、非鉄金属からお願いします。2つ候補日が示されています。

9月24日の午後、書いてありますが午後は14時からになりますけれども、午後の日程で御都合が悪い非鉄金属の部会の方、いらっしやいますか。それでは、もう一つの候補日、9月27日月曜日の午前ですが、この日程で御都合が悪い方はいらっしやいますか。いらっしやいませんか。

それでは、非鉄金属の部会については、9月27日月曜日午前といたします。

続きまして電子部品の部会について、まず9月17日金曜日の午前の日程で御都合が悪い方、いらっしやいますか。いらっしやいませんか。もう一つ日程がありまして、21日の午前、こちらもいらっしやらないですか。どちらでもいいわけですね。どちらにしましょうか、早いほうがいいでしょうか。

では、電子部品の部会につきましては、9月17日金曜日の午前の日程で次回部会を開催いたします。

続きまして輸送用機械につきましては、候補日が1つしか示されていませんが、9月15日水曜日の午後ですけれども、この日程で御都合が悪い部会の委員の方はいらっしやいますか。いらっしやいませんか。

それでは、輸送用機械につきましては、9月15日水曜日午後に次の部会を開催することにいたします。

続きまして光学機械ですが、まず9月22日水曜日の午後につきまして、御都合の悪い方はいらっしやいますか。お一方。それでは、もう一つの日程、9月27日月曜日の午後の日程で御都合の悪い方はいらっしやいますか。いらっしやいませんか。

それでは、工学機械につきましては、9月27日午後の日程で次回部会を開催することにいたします。

最後に自動車小売の部会についてですが、まず9月22日水曜日午前の日程で御都合の悪い方はいらっしやいますか。誰もいらっしやらないですか。もう一つの日程は9月24日金曜日午前ですけれども、この日程だとどうでしょうか。どちらでもよろしいですか。それでは早いほうで行ってもいいですか。

では、自動車小売につきましては、9月22日水曜日午前に次回の部会を開催することといたします。

次に、事務局から配付資料について説明をお願いいたします。

賃金室長 今の日程の件、改めて私から念のため……。

土屋部会長代表 確認をお願いします。

賃金室長 非鉄金属が9月27日の午前中、電子部品が9月17日の午前中、

輸送用が9月15日の午後、光学機械が9月27日の午後、自動車小売が9月22日の午前中で、午前中の場合は9時半から、午後の場合は14時からということで、場所は15階の会議室で予定しておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして、配付資料について事務局から説明させていただきます。こちらで一部選択させていただいた資料についての御説明となります。

まず、配付させていただいた資料の9ページ、資料No.4になります。特定最低賃金の完成決定の必要性の有無についての諮問ということで、27日に、先ほど部長から御説明がありました申出に基づきまして、必要性を審議させていただきました。

1枚めぐりまして10ページになりますけれども、特定最賃の改正決定の申出状況になります。申出要件に関しまして、賃金の最低額を定める労働協約が県内の適用労働者数の3分の1を超えている関係から、改正決定の申出を受け付けさせていただきました。

11ページが資料No.5となりますけれども、特定最賃の改正決定の必要性の有無についての答申ということで、8月2日に審議会本審の中で、特定最賃5業種を改正するかどうかということ審議いたしました。この必要性の有無に関しましては、10月1日に発効となります埼玉県最低賃金956円を1円以上上げる必要があるかどうかということの審議に関しまして、必要性ありとの答申をいただきましたので、5業種特定最賃に関しましては、最低でも現行の最低賃金額又は957円以上は引き上げるという要件になっております。

13ページ、資料No.7になりますが、ここからこの申出に添付されておりました各特定最賃の業種に係る各企業、企業名は削除しておりますけれども、そこの企業名における最低額の協約に関する月額金額等を記載しております。右から2段目の段落のところでは時間額、1か月の所定労働時間数で除して、時間額が記載されております。これが今後、これから審議いただきます特定最賃の上限の金額となりますので、非鉄に関しましては5番の1,013円が引上げ額のマックス、最高額となっております。

もう1枚開きまして14ページが電子部品、これが17番の991円という単価が労働協約の最下限になりますので、そこを上限とした形での審議となっております。

輸送に関しましては、もう1枚開きまして15ページ、輸送の部分、5番の984円が最高額となっております。そのような形で表の見方をさせていただきまして、各特定最賃の金額の範囲という上限が決められておりますので、よろしくお願いいたします。

続きまして18ページの資料No.8になりますが、埼玉県の最低賃金の推移ということで、平成24年度から令和2年度までの各特定最賃の金額の変化と引上げ額、引上げ率を記載しております。

19ページ、資料No. 9になりますが、最低賃金の未満率と影響率の推移が記載されております。未満率というのは、最低賃金を改正する前に最低賃金額を下回っている労働者の割合になります。一方、影響率とは、改正した後に改正後の最低賃金を下回ることになる労働者の割合となりますので、例えば令和3年度の埼玉県最低賃金956円の未満率3.0%といたしますのは、調査そのものは毎年6月に実施しているのですが、6月時点当時の最低賃金928円を下回っている労働者の割合は3%となっております。一方、6月時点で956円を下回ることになる労働者の割合は19.3%となります。

1枚開きまして、20ページの資料No. 10を御覧いただきたいと思っておりますけれども、令和3年最低賃金に関する基礎調査結果となっております。資料No. 10から15までが、それぞれ特定最賃の業種ごとの基礎調査結果となっております。

初めての方もいらっしゃるかもしれませんので簡単に説明させていただきますと、21ページに引上げ額・引上げ率・影響率の早見表（非鉄金属製造業）がございます。先ほど申し上げましたとおり、影響率というのは、改正後の最低賃金額を下回ることになる労働者の割合となります。例えば今、非鉄に関しましては特定最賃が948円ですが、それが仮に951円に引き上がった場合、どれだけの労働者に影響があるかという見方でいきますと、これの4.2%となっております。

もう1枚開きまして、22ページが総括表になりまして、総括表は（1）と（2）に区分してあります。（1）は規模別、地域別、年齢別、総括表（2）は男女別となっております。この総括表の見方ですが、調査したパート・正社員含めて時間単価に戻した金額が1円刻みで書いてあります。1円刻みの金額の中にどれだけの労働者が入っているかということと、そのパーセントが記載されております。先ほどの早見表で951円のところが4.2%とお話しさせていただきましたが、951円を早見表で見ますとその951円を下回ることになりますので、総括表の場合951円より一つ上の950円を見ていただきますと、括弧書きで4.2という数字が出てきます。早見表と総括表はこのような形で記載されておりますので、審議の上で御参考にしていただけたらと思います。

続きまして、63ページの資料No. 18になりますが、埼玉労働市場ニュースということで、令和3年7月分のデータを掲載しております。求人倍率というのは求職者一人に対する求人票がどれだけ来たかを示すもので、各企業さんでどれだけ人を必要としているかという一つの指標にもなりますので、掲載させていただきました。

70ページには産業別などの新規求人数なども記載されておりますので、そういったものを基に各業態の求人の状況が分かると思われま

す。

76ページですけれども、毎月勤労統計調査ということで、最低賃金の決定要素である賃金の動向が分かるものとして掲載させていただきました。

76ページの後はいろいろデータが書いてあり、90ページには用語の説明なども書いてありますので、これを見ていただけたらと思っております。

続きまして104ページ、埼玉県鉱工業指数、これは企業の支払い状況ということで、会社の、各企業の業種ごとでどれだけの生産高になっているか、在庫がどれだけあるかという動きが分かる形になっておりますので、これも挙げさせていただきました。

117ページは新車登録台数、次のページに関しましては中古車登録台数の資料を掲載しております。

以上簡単ですが、資料の説明を終わりにいたします。

土屋部会長代表 どうもありがとうございました。ただいま配付資料につきまして御説明いただきましたが、何か御質問等がありますか。よろしいでしょうか。

ないようですので、次の議題に移りたいと思います。議題4、その他です。まず、委員の先生方から何かありますか。特にないでしょうか。

事務局から何かありますか。

賃金室長 特に用意しているものはございません。

土屋部会長代表 それでは、本日の議題は全て終了しましたので、これで終わりたいと思います。次回開催予定の第2回特定最低賃金専門部会は、会議は非公開、議事録を公開といたします。

それでは、これで第1回特定最低賃金合同専門部会を終了といたします。

— 了 —